「第１回京葉地区・東葛地区・千葉地区に係るタクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」議事概要

〇日　時　平成 28 年 9 月 12 日（月）13 時 30 分～14 時 30 分
〇場　所　ホテルグリーンタワー幕張３階「メイフェア」
〇出席者　京葉・東葛・千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会構成員名簿、出席者名簿、配席図参照
〇資　料
資 料　1　運輸審議会発表案件（報道発表）及び答申書
資 料　2　一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（報道発表）及び官報
資料 3－1　京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱改正（案）
資料 3－2　東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱改正（案）
資料 3－3　千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱改正（案）
資 料　4　特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について
資 料　5　特定地域計画の認可基準について（公示）
資 料　6　特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）
資 料　7　タクシー事業の活性化に資する取り組みについて

〇開　会
【土屋専務】
≪・・・開会～司会者自己紹介～設置要綱第５条第１０項に基づく、協議会成立報告～設置要綱第５条第１４項に基づく、協議会は原則として公開とする規定と、報道関係者は終了まで入室可の説明～報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い～資料過不足の確認～委員の紹介を、名簿と配席図の配布をもって代える旨の説明～千葉運輸支局のオブザーバー参加の報告・・・≫
それでは、今までの準特定地域協議会と新たな特定地域協議会の関係についてご説明致します。
配布しております、資料４「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」６ページ「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」Ⅱ．２．（２）において、「当該地域が法第３条第１項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第８条第１項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。」とされております。
また、（３）においては、「準特定地域協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行う」とされていますので、後程、設置要綱の改正について、ご承認いただきたいと思っております。
それでは早速議事に入りたいと思います。
ここからの進行は、会長にお任せ致します。榛澤会長よろしくお願い致します。

【榛澤会長】

それでは、議事に入ります。

京葉・東葛・千葉の３地区につきましては、本年３月１０日に開催致しました、準特定地域の協議会において、特定地域の指定に同意するとの判断に至り、その旨を国土交通大臣に報告致しました。

その結果、資料１の報道発表のとおり６月１６日に運輸審議会より国土交通大臣あてに「特定地域の指定が適当」である旨の答申書が提出され、資料２のとおり「平成２８年７月１日から平成３１年６月３０日まで」の３年間、国土交通大臣から特定地域に指定されたところであります。

本日は特定地域の指定後、初の協議会の開催となります。限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

それでは「議事次第」にしたがって進行させていただきます。

議題（１）「京葉地区・東葛地区・千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の改正について」を事務局より説明をお願い致します。

【土屋専務】

≪・・・資料３の千葉３地区「タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱改正（案）」における、変更箇所等について説明・・・≫

【榛澤会長】

ただいま事務局より、設置要綱の改正についてご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

≪・・・意見・質問なし・・・≫

【榛澤会長】

それでは、設置要綱の改正の内容について議決を行いたいと思います。

議決方法については事務局よりご説明をお願い致します。

【土屋専務】

≪・・・協議会設置要綱第５条第１１項（２）「設置要綱の変更を議決する場合」の規定について説明・・・≫

【榛澤会長】

それでは説明のありました設置要綱の改正について議決を行いたいと思います。

委員の皆様の議決を行う前にタクシー事業者関係の合意状況について、事務局から報告をお願い致します。

【土屋専務】

それでは事務局からタクシー事業者の合意状況についてご報告いたします。

まず、京葉地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が３４者、個人タクシー事業者が３６９者、また、東葛地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が３４者、個人タクシー事業者が８７社、また、千葉地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が３９者、個人タクシー事業者が２５９者ございますが、すべての事業者について、この場で議決をとることが不可能な状況でありますので、事務局より事前に該当する事業者に対し、書面にて設置要綱の改正について「合意する」、「合意しない」の意向を確認するための調査を実施し、回答をいただいておりますのでご報告させていただきます。

始めに、京葉地区についてご報告申し上げます。

本日現在の京葉地区の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，５０５両、その他ハイヤー車両９両、また、個人タクシー事業者が保有する車両３６９両、合計１，８８３両となります。そのうち「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数は１，８５２両、全車両数の 98.4%でありました。また、協議会構成員であるタクシー協会等の構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，４５６両、その他ハイヤー車両９両、また、個人タクシー事業者が保有する車両３６９両、合計１，８３４両となり、そのうち「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数は１，８０３両、全車両数の 98.3%であり、それぞれ合意事業者が過半数を超える状況となっておりますのでご報告申し上げます。

次に、東葛地区についてご報告申し上げます。

本日現在の東葛地区の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，０７８両、その他ハイヤー車両１両、また、個人タクシー事業者が保有する車両８７両、合計１，１６６両となります。そのうち「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数は１，１１７両、全車両数の 95.8%でありました。また、協議会構成員であるタクシー協会等の構成員の車両数、及び「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数につきましては、当該東葛地区における協議会構成員は、すべてタクシー協会等の構成員でありますことから、先程ご説明した内容と同様であり、協議会構成員であるタクシー協会等の構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，０７８両、その他ハイヤー車両１両、また、個人タクシー事業者が保有する車両８７両、合計１，１６６両となり、そのうち「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数は１，１１７両、全車両数の 95.8%であり、それぞれ合意事業者が過半数を超える状況となっておりますのでご報告申し上げます。

次に、千葉地区についてご報告申し上げます。

本日現在の千葉地区の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，２９６両、その他ハイヤー車両２７両、また、個人タクシー事業者が保有する車両２５９両、合計１，５８２両となります。そのうち「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数は１，５１３両、全車両数の 95.6%でありました。また、協議会構成員であるタクシー協会等の構成員の車両数、及び「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数につきましては、当該千葉地区における協議会構成員は、すべてタクシー協会等の構成員でありますことから、先程ご説明した内容と同様であり、協議会構成員であるタクシー協会等の構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両１，２９６両、その他ハイヤー車両２７両、また、個人タクシー事業者が保有する車両２５９両、合計１，５８２両となり、そのうち「設置要綱の改正に合意する」と回答した車両数は１，５１３両、全車両数の 95.6%であり、それぞれ合意事業者が過半数を超える状況となっておりますのでご報告申し上げます。

以上でございます。

【榛澤会長】

タクシー事業者関係は３地区とも合意ということですね。

それでは、その他の委員の皆様には私から、京葉地区、東葛地区、千葉地区の順番で、確認さ

せていただきます。
　また、地区における確認は、最初に、関係地方公共団体以外である、労働組合・一般社団法人千葉県商工会議所連合会・ＪＲ東日本千葉支社・千葉県警察本部・千葉労働局・千葉県タクシー運転者登録センター、２番目に関係地方公共団体、最後に学識経験者である私の順番で行います。
　なお、最初に確認する、関係地方公共団体以外である、労働組合・一般社団法人　千葉県商工会議所連合会・ＪＲ東日本千葉支社・千葉県警察本部・千葉労働局・千葉県タクシー運転者登録センターの皆様方と、関係地方公共団体である千葉県は、３地区それぞれで合意か否かを確認することになりますので、よろしくお願いいたします。
　確認は挙手をもって行います。
　それでは、京葉地区から参ります。
　関係地方公共団体以外の委員の方で合意される方は挙手をお願いします。
≪・・・合意状況を事務局が確認、全者合意・・・≫
　次に関係地方公共団体の委員の方で合意される方は挙手をお願いします。
≪・・・合意状況を事務局が確認、全者合意・・・≫
　最後に、学識経験者である私は、合意いたします。
≪・・・事務局が協議会会長に議決結果報告・・・≫
　ありがとうございました。京葉地区につきましては、設置要綱改正の議決の要件を満たしておりますので、原案のとおり承認とさせて頂きます。
　続きまして、東葛地区に参ります。
　関係地方公共団体以外の委員の方で合意される方は挙手をお願いします。
≪・・・合意状況を事務局が確認、全者合意・・・≫
　次に関係地方公共団体の委員の方で合意される方は挙手をお願いします。
≪・・・合意状況を事務局が確認、全者合意・・・≫
　最後に、学識経験者である私は、合意いたします。
≪・・・事務局が協議会会長に議決結果報告・・・≫
　ありがとうございました。東葛地区につきましては、設置要綱改正の議決の要件を満たしておりますので、原案のとおり承認とさせて頂きます。
　最後に、千葉地区に参ります。
　関係地方公共団体以外の委員の方で合意される方は挙手をお願いします。
≪・・・合意状況を事務局が確認、全者合意・・・≫
　次に関係地方公共団体の委員の方で合意される方は挙手をお願いします。
≪・・・合意状況を事務局が確認、全者合意・・・≫
　最後に、学識経験者である私は、合意いたします。
≪・・・事務局が協議会会長に議決結果報告・・・≫
　ありがとうございました。千葉地区につきましては、設置要綱改正の議決の要件を満たしておりますので、原案のとおり承認とさせて頂きます。
【榛澤会長】
　皆様ありがとうございました。これで、３地区全ての議決が終了し、いずれも原案のとおり承

認されました。

なお、改正後の設置要綱につきましては、後日、委員の皆様方に送付させて頂きます。

【榛澤会長】

それでは次の議題に参ります。

議題（２）「今後の特定地域協議会の進め方について」を事務局から説明をお願い致します。

【土屋専務】

それでは、「今後の特定地域協議会の進め方について」をご説明致します。

本協議会では、タクシー事業の適正化及び活性化に引き続き取り組むことになりますが、特定地域に指定されたことから、当面は特定地域計画を作成するための適正化の協議が活発になるものと考えております。

そこで、適正化の協議をするに当たり、各地区において、先程ご承認頂きました設置要綱第６条の「分科会」を活用し、協議していくことが効率的と考えますので、「分科会の設置」を会長に提案させて頂きます。

また、分科会の設置にあわせて、今後の分科会における協議の前提となる「供給輸送力の削減目標の設定」について、関係通達等について、オブザーバーである千葉運輸支局からご説明いただければと思います。

【榛澤会長】

ただいま事務局から提案のありました、各地区における分科会の設置につきましては、設置要綱第６条第１項の規定により、協議会の会長である私が判断することになっておりますが、私といたしましては、本協議会で適正化つまり供給輸送力の削減についての細かい協議を行うよりも、分科会を設置し、供給輸送力の削減についての協議をして頂き、本協議会に報告して頂いた方が効率的であると考えますので、分科会を設置することと致します。

加えて、千葉運輸支局の行政の方にも引き続き分科会において各種データの提供をする等、オブザーバーとしてご出席いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

そして、第２項の分科会の構成員と第３項の分科会の会長については、事務局と各地区で協議のうえ、今後選出していただければと思います。

それでは、分科会での協議の前提となる供給輸送力の削減目標の設定についての関係通達等について、オブザーバーの千葉運輸支局より説明をお願い致します。

【中村首席】

≪・・・資料４「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」、資料５「特定地域計画の認可基準について（公示）」及び資料６「特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）」に基づき説明・・・≫

【榛澤会長】

それでは、資料４のガイドライン通達に「特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。」との規定がありますので、今後、分科会を活用して、早急に特定地域計画が策定出来るよう、関係者で取り組んでいただきたいと思います。

【榛澤会長】

続きまして、議題（３）「タクシー事業の活性化に資する取り組みについて」を事務局から説明をお願い致します。

【土屋専務】

≪・・・資料７「タクシー事業の活性化に資する取り組みについて」に基づき説明・・・≫

【榛澤会長】

最後に、議題（３）その他、について、事務局から何かありますか。

【土屋専務】

今後、分科会において適正化及び活性化の検討を行っていくことになりますので、関係の皆様にはご支援・ご協力をお願い致します。

なお、分科会の会長及び委員の選出や開催日程につきましては、各地区で調整しながら決定し、ご案内させていただきます。また、当協議会につきましては、分科会の進捗状況等を踏まえ、榛澤会長と今後の開催日程を調整していきたいと思います。

【榛澤会長】

それでは、引き続き、特定地域協議会においても事務局長を務めて頂きます、篠﨑事務局長より一言いただければと思います。

【篠﨑事務局長】

当協議会の事務局長を努めさせていただいております、千葉県タクシー協会の篠﨑です。

本日の協議を受けまして、業界を代表して一言コメントさせていただきます。

会議の冒頭で、榛澤会長からご説明がありましたとおり、本年３月１０日開催の京葉・東葛・千葉それぞれの準特定地域協議会において、特定地域の指定を受け入れることを決議し、運輸審議会での審議を経て、７月１日付けで３地域が正式に特定地域に指定されております。

この間、本日ご出席いただいております各方面の関係者の皆様には、業務ご多忙の中、大変なお手数をお掛けし、また、様々な面で大変お世話になったことについて、改めて御礼申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

今後は各地区に設置する分科会において、供給輸送力の削減方法について議論して参ることとなりますが、個々の事業者への負担や、適正化の効果等を十分に吟味し、可及的速やかに特定地域計画を策定して参りたいと考えております。

また、適正化と共に、業界再生の柱となる活性化につきましても引き続き県下の業界全体で積極的に取り組んで参る所存であります。

順調にいけば、次回の協議会で各地域の特定地域計画の具体的内容についてご審議いただくことになるかと思いますので、本日ご出席いただいた皆様には、地域のタクシー事業の適正化・活性化に向けて、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【榛澤会長】

以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【土屋専務】

榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中、多数ご出席いただき、また、長時間にわたり慎重なるご審議をいただき誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

以上で「第１回　京葉地区・東葛地区・千葉地区に係るタクシー事業適正化・活性化特定地域協議会」を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。

【小林委員】

自交総連千葉地方本部の小林と申します。活性化については大変結構なことだと思います。ただ、今業界で動いているのは、東京交通新聞等によるとアルバイトの育成、短時間労働者を養成する、タクシーで生活を立てることがもうできなくなってしまう不安というものが結構あります。

今、タクシー運転手はオーバー労働で働いて、それでも３００万円に到達しない年収。家族４人で生活保護を受けている場合でも２００万円、３００万円近くまで来ています。その生活保護の人たちよりも低く抑えられているのが実態です。

安売り運賃も結構ですが、労働者が勤められない、若い労働者を集めろと言っても３００万円足らずの年収で若手が集まるかと言ったら集まらない、集まりっこないですよ。そういう点では活性化も結構です、安売り運賃も結構ですけれども、少なくとも特措法にある労働者の労働条件改善がどこで議論されるのか、それを無くして安売り運賃ではタクシー運転手は皆不安になっています。規制緩和をしてどういったことになったのか、生めや増やせでタクシーを増やした結果、営業に大きな負担を掛けることになった。

私もタクシーをやってもう５０年、当初私たちは公務員より多い賃金だったんです。それから生めや増やせでどんどんタクシーを増やした結果、まったく年収が上がらない、若手が集まらなくなったというのが現状なのです。

私は活性化に関することには反対しませんけれども、少なくともお客さんの安全とサービスを確保しなければならない、労働者がそれもできないような状況になったとしたらどうなるのでしょうか。私はもう少しタクシー運転手がどれだけ苦労をしてどれだけ頑張ってきたのか、安売り運賃も結構ですが、安売り運賃をやるのだとしたら運転者にも国から補助が出るのか出ないのか、補助はみんな会社が持って行ってしまうんじゃないですか。高齢者を雇って国から出た補助金は全部会社の懐へ、高齢者には賃下げして高齢者を雇う、これがいいのかどうなのか、そこのところも議論していただきたい。本来、安全とサービスを基本にする仕事ですからアルバイトは使えなかったはずです。それがいつの間にかアルバイト、短時間労働者を雇うという風に変わってきたわけですが、是非とも短時間労働者を雇うことも結構ですけれども、これで生活を立てている労働者がこれから先どうなるのだろうかと苦悩している者が多数いるんです。そういうことも含めて議論していただきたいということをお願いし、少し余計な話をしましたが、やはり労働者の立場というものを頭に入れて議論していただきたい。本当に今、タクシー運転手はもうこれでは生活できないのでどこかへ行こうかと、若手なんか集まりっこないです。

【榛澤会長】

ありがとうございました。現状はよく分かりました。

【土屋専務】

ありがとうございました。今の小林委員の意見は今後の参考とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、協議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。